

議案第 22 号

飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について

飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

養成資金の返還に係る要件等を明記するための改正

飛驒市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例

飛驒市医師養成資金貸与条例（平成24年飛驒市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 他から同種の修学資金の貸与を受けていない者

第3条第2項を次のように改める。

2 医師養成資金の貸与期間は6年を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは延長することができる。

第3条第3項を削る。

第4条の見出しを「(貸与の申請及び連帯保証人)」に改め、同条第3項中「負担」を「保証」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(貸与の決定及び通知)

第4条の2 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に基づいて選考の上、養成資金の貸与について決定し、決定事項を当該申請者に通知するものとする。

第5条を次のように改める。

(貸与の廃止又は休止)

第5条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、医師養成資金の貸与を廃止するものとする。

(1) 死亡したとき。

- (2) 退学したとき。
 - (3) 医師養成資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (4) 次項第1号又は第3号の理由で休止した場合で、休止期間が1年を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、医師養成資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、医師養成資金の貸与を休止するものとする。
- (1) 傷病のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (2) 留年したとき(ただし、留年期間中に限る。)
 - (3) 正当な理由がなく規則で定める書類を提出しない場合
- 3 市長は、修学生が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月分まで医師養成資金の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された医師養成資金があるときは、その医師養成資金は、当該修学生が復学した日の属する月以後の分として貸与されたものとみなす。

第6条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 修学期間、臨床研修等期間又は在職期間中に死亡したとき。

第7条の見出しを「(返還及び返還方法)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた月数に2を乗じた月数内に、貸与された医師養成資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の全部又は一部を一括、年賦、半年賦及び月賦のいずれかの方法により返還しなければならない。

第7条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 第5条第1項第2号から第5号までの規定により、医師養成資金の貸与を廃止されたとき。

第9条第1項中「返還債務」の次に「の全部又は一部履行」を加える。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市医師養成資金貸与条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条 略 (貸与対象者)	第1条 略 (貸与対象者)
条2条 略	条2条 略
(1) 略	(1) 略
(2) <u>他の地方公共団体又は医療機関等から、将来医師として指定された医療機関又は指定された地域の医療機関に勤務することを目的とした修学資金の貸与を受けていない者</u>	(2) <u>他から同種の修学資金の貸与を受けていない者</u>
(貸与金額及び貸与期間)	(貸与金額及び貸与期間)
第3条 略	第3条 略
1 略	1 略
2 <u>医師養成資金は、貸与を受けようとする者の申請に基づき、契約により貸与するものとする。</u>	2 <u>医師養成資金の貸与期間は6年を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは延長することができる。</u>
3 <u>医師養成資金の貸与期間は、前項の契約で定めるものとし、6年を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、延長することができる。</u>	—
<u>(連帯保証人)</u>	<u>(貸与の申請及び連帯保証人)</u>
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 前項の保証人は、医師養成資金の貸与を受けた者(以下「修学生」	3 前項の保証人は、医師養成資金の貸与を受けた者(以下「修学生」

という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し等)

第5条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すものとする。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため学業を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業の成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- (4) 医師養成資金の貸与を受けることを辞退したとき。

- (5) 死亡したとき。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学生として適当でないと認められるとき。

2 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで医師養成資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された医師養成資

という。)と連帯して債務を保証するものとする。

(貸与の決定及び通知)

第4条の2 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に基づいて選考の上、養成資金の貸与について決定し、決定事項を当該申請者に通知するものとする。

(貸与の廃止又は休止)

第5条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、医師養成資金の貸与を廃止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。

- (3) 医師養成資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 次項第1号又は第3号の理由で休止した場合で、休止期間が1年を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、医師養成資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、医師養成資金の貸与を休止するものとする。

金があるときは、その医師養成資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

—
—
—

3 市長は、修学生が正当な理由がなく規則で定める書類を提出しない場合には、医師養成資金の貸与を一時保留することができる。

—
—
—

4 市長は、第1項又は第2項の規定により医師養成資金の貸与を取り消し、又は停止するときは、当該修学生に対してその理由を示さなければならない。

(返還債務の当然免除)

第6条 略

(1) 略

(2) 死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(返還)

第7条 修学生は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与を受けた

(1) 傷病のため、修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

(2) 留年したとき(ただし、留年期間中に限る。)。

(3) 正当な理由がなく規則で定める書類を提出しない場合

3 市長は、修学生が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月分まで医師養成資金の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された医師養成資金があるときは、その医師養成資金は、当該修学生が復学した日の属する月以後の分として貸与されたものとみなす。

—
—
—

(返還債務の当然免除)

第6条 略

(1) 略

(2) 修学期間、臨床研修等期間又は在職期間中に死亡したとき。

(返還及び返還方法)

第7条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受

医師養成資金の総額を一括して返還しなければならない。

(1) 第5条第1項の規定により、医師養成資金の貸与を取り消されたとき。

(2)～(4) 略

2 略

第8条 略

(返還債務の猶予)

第9条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、返還債務を 猶予することができる。ただし、第3号に掲げる場合を除き、猶予する期間は、2年を超えることができない。

(1)～(4) 略

(延滞金)

第10条 修学生は、正当な理由がなく医師養成資金を償還期日までにこれを償還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき飛騨市督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年飛騨市条例第73号)の規定による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければならない。

2 前項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、

けた月数に2を乗じた月数内に、貸与された医師養成資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の全部又は一部を一括、年賦、半年賦及び月賦のいずれかの方法により返還しなければならない。

(1) 第5条第1項第2号から第5号までの規定により、医師養成資金の貸与を廃止されたとき。

(2)～(4) 略

2 略

第8条 略

(返還債務の猶予)

第9条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、返還債務の全部又は一部の履行を猶予することができる。ただし、第3号に掲げる場合を除き、猶予する期間は、2年を超えることができない。

(1)～(4) 略

<u>じゅん</u> 閏 年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 <u>3 第1項の規定にかかわらず、市長は特にやむを得ない理由がある と認めるときは、延滞金の支払の全部又は一部を免除することがで きる。</u> (書類の提出) <u>第11条</u> 略 (委任) <u>第12条</u> 略 以下 略	_____ _____ _____ (書類の提出) <u>第10条</u> 略 (委任) <u>第11条</u> 略 以下 略
--	---

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	養成資金の返還に係る要件等を明記するための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	【改正の趣旨】 飛騨市看護師等修学資金貸与条例（平成24年飛騨市条例第25号。以下「看護師等修学資金貸与条例」という。）の改正に伴い、当該条例においても養成資金の返還期限の起算日及び方法を明記することで債権管理の適正化を図るとともに、看護師等修学資金貸与条例との整合性を図るため所要の改正を行うもの。 【改正の内容】 (1) 返還における期限の起算日、終期及びその方法を定める。 (第7条関係) (2) 返還債務の猶予理由等について、看護師等修学資金貸与条例と整合性を図る。 (第9条関係) (3) 看護師等修学資金貸与条例と運用を統一することで、契約書の締結が不要となり、事務の簡素化、申請者の負担軽減及び迅速な支援を可能とする。 (第3条及び第4条の2関係) (4) 貸与の廃止及び休止について、規則と文言を統一する。 (第5条関係)
市民への影響等	現時点で対象となる者はいない。
施行日	公布の日
備考	